

日本精神保健看護学会の倫理綱領

一般社団法人日本精神保健看護学会（以下「本会」という）会員は、本会の目的に則り、精神保健看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献できるよう最善の努力を行なう。

また、本会会員は、精神保健看護に専門性を有する者として、自らの専門性の向上と科学的知見の創出にむけた会員としての権利と義務を有する。このことは、精神保健看護の専門家として社会の期待や要請に応える責任があることをも意味する。

本会は、会員が社会に対する説明責任や貢献性を有することと、科学と社会の健全な関係の構築と維持への主体的な行動を行うことのために、会員が自らの行動を律するための倫理規範を綱領として示す。

（会員の責任）

1 会員は、自らが精神保健看護学に資する学術団体の会員であることによって、精神保健看護に関する専門知識・技術や倫理的感性などを保持する専門職者としての責任を有する。さらに会員は、自らの専門知識・技術や経験を活かして、人々の健康と福祉を基盤とした社会の発展に貢献する責任を有する。

（会員の行動）

2 会員は、精神保健看護学の発展の目的がその対象となる人々の精神健康の増進や権利の尊重にあることを旨とし、関与する人々への倫理的配慮と権利の擁護に努める。また、学の発展にむけたすべての行動が公平かつ公正な判断の蓄積によって維持されることを認識し、ピアレビューなどにおける会員相互の発展にむけた活動に積極的に参加する。

（研究の透明性）

3 会員は、精神保健看護学研究の透明性の担保のために、自らが携わる活動の意義と役割を積極的に説明しなければならない。特に、倫理委員会による承認など、第三者によるレビューを積極的に受ける。また、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

4 会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備）

5 会員は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの

重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

6 会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

7 会員は、研究に協力する者の人格と人権を尊重する。研究協力者に対して、研究活動に際してその目的と方法、権利擁護のために講じられる措置を告げ、同意を得た上で行う。さらに、年齢や障害などにより、研究協力者の同意能力が不十分である場合には、協力者に対してインフォームドアセントなどの方法を積極的に検討する。

(研究者相互の関係)

8 会員は、学の発展に向けた建設的な取り組みとしてのピアレビューやスーパービジョンに積極的に参加する。自らの研究や臨床活動に対する発展可能性の指摘に対して開かれた姿勢で臨む。また、既存の知的資源や他者の研究活動に対しても公平かつ公正な視点で評価する。

(差別の排除)

9 会員は、すべての活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

10 会員は自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究の利用の両義性)

11 会員は自らの研究成果が、自身の意図に反して、人々の生命や生活を害し社会の安全を脅かす研究や実践に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(改廃)

12 本倫理綱領の改廃は、日本精神保健看護学会理事会において行う。

附 則

この綱領は、2024年10月17日から施行する。